

## 違反審判要領 目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 定義等	1
第1 定義	1
第2 参照条文の表記	1
第3 様式の表記	1
第2章 通則	2
第1節 総則	2
第1 心構え	2
第2 管轄	3
第3 移管	4
第4 事件の配分等	5
第5 様式における入国審査官等の署名	7
第6 様式における退去強制事由の訂正	7
第7 様式における外国語の表記	7
第8 様式における国籍等の表記	7
第2節 審査等の準備	8
第1 F E I Sへの入力等	8
第2 調書等の確認	8
第3 退去強制事由の整理等	8
第4 審査等の期日	9
第5 審査等の場所	10
第6 審査等の併合	11
第7 入国者収容所等に収容されている容疑者の審査等	12
第3節 審査等の要領	12
第1 審査等の調書	12
第2 外国語の使用等	18
第3 入国審査官等の調査手段	18
第4 証拠物の領置及び還付	20
第5 押収物の保管及び還付	21
第6 認定等の後の資料送付等	22
第7 審査等の終止	22
第8 審査等の中止及び再開	23

第9	難民認定手続との関係	24
第3章	出国命令対象者に該当するとして引継ぎを受けた者に係る審査	27
第1節	審査の実施	27
第1	身分事項の確認	27
第2	審査の方法	27
第2節	認定	27
第1	認定の時期	27
第2	出国命令対象者該当の認定	27
第3	差戻し	28
第3節	出国命令書の交付	28
第1	関係書類の提出	28
第2	出国命令書の作成	28
第3	出国命令書の交付	28
第4	旅券への添付	29
第5	出国命令書の交付依頼	29
第6	出国命令書の再交付	30
第4節	出国命令対象者の呼出し	30
第5節	出国確認後の措置	30
第6節	不法残留者通報	30
第7節	出国期限の延長	31
第8節	出国命令の取消し	31
第1	取消処分	31
第2	取消処分の通知	32
第9節	出国命令台帳への記載	32
第3章の2	退去強制対象者に該当するとして引渡し又は引継ぎを受けた者に係る審査	33
第1節	審査の実施	33
第1	人定質問	33
第2	通訳の手配	33
第3	退去強制手続等の説明	33
第4	審問	33
第5	審査の順序	34
第2節	証拠の取調べ等	34
第1	審査の指揮	34

第2	証拠の取調べ及び提出	34
第3節	情状の調査	35
第4節	認定	36
第1	認定の時期	36
第2	退去強制事由非該当の認定	36
第3	出国命令対象者該当の認定	37
第4	退去強制対象者の該当性の認定	37
第5	行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示	38
第5節	口頭審理請求の放棄等	38
第1	口頭審理請求の放棄	38
第2	退去強制令書の発付	38
第3	退去強制令書発付後の氏名等の変更等	40
第6節	入国審査官の告発	43
第4章	口頭審理	43
第1節	口頭審理の請求等	43
第2節	口頭審理の実施	44
第1	人定質問	44
第2	通訳の手配	44
第3	退去強制手続等の説明	44
第4	審問	45
第5	代理人	45
第6	立会人	46
第7	口頭審理の順序	46
第3節	証拠の取調べ等	46
第1	口頭審理の指揮	47
第2	証拠の取調べ及び提出	47
第3	証人尋問の請求	48
第4節	証人尋問	48
第1	証人の出頭要求	48
第2	証人尋問の手続	49
第3	証人尋問調書	50
第4	証人の告発	51
第5節	情状の調査	52
第6節	口頭審理請求の取下げ	52
第7節	判定	53

第1	判定の時期	53
第2	認定事実相違の判定等	53
第3	新たな退去強制事由に該当すると思料される事情が判明した場合の措置	56
第4	出国命令対象者である旨の判定	57
第5	判定後の手続	58
第6	行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示	58
第8節	異議の申出の放棄等	59
第1	異議の申出の放棄	59
第2	退去強制令書の発付	59
第5章	異議の申出	60
第1節	異議の申出に係る事務手続等	60
第1	異議申出書の受領等	60
第2	事実の調査	63
第3	異議の申出の取下げ	64
第2節	進達	65
第1	進達	65
第6章	裁決	66
第1節	裁決に係る事務手続等	66
第1	法務大臣の権限委任	66
第2	裁決	67
第2節	裁決後の事務手続等	68
第1	裁決通知を受けた主任審査官の措置	68
第2	異議の申出に理由があるとの裁決通知	69
第3	異議の申出が理由がないとの裁決	69
第4	行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示	69
第5	在留特別許可	70
第6	在留カードの作成等	72
第7	上陸拒否の特例	73
第8	在留カードの作成等の代行	73
第3節	裁決結果の告知ができない場合の措置	74
第1	告知ができない場合の措置	74
第2	告知が可能となった場合の措置	74
第4節	裁決の見直しに伴う措置	74

第 1	裁決の見直しの検討	7 4
第 2	見直し裁決の通知を受けた主任審査官の措置	7 5
第 7 章	収容令書	7 6
第 1 節	収容令書の発付等	7 7
第 1	収容令書の発付	7 7
第 2	収容令書の有効期間	7 7
第 2 節	収容期間	7 8
第 1	収容期間	7 8
第 2	収容期間の延長請求	7 8
第 3	収容期間の延長	7 8
第 3 節	収容場所	7 9
第 1	収容場所の指定	7 9
第 2	収容場所の変更	8 0
第 8 章	補則	8 1
第 1	記録の整理及び保管	8 1
第 2	記録の貸出し等	8 2
別表 1	(認定書の認定要旨欄の記載要領)	8 3
別表 2	(退去強制令書の作成要領)	1 0 5
別表 3	(判定書の判定要旨欄の記載要領)	1 0 7
別表 4	(収容令書の作成要領)	1 0 9
別表 5	(審査調書の記載例)	1 1 2
別表 6	(容疑者供述調書の記載例)	1 1 4
別表 7	(出国命令書の作成要領)	1 1 6
別表 8	(裁決・決定書の作成要領)	1 1 8
別表 9	(在留カード作成等要領)	1 2 2
別記第 1 号様式	違反審査・口頭審理の事件移管について	1 2 5
別記第 2 号様式		1 2 6
別記第 3 号様式	事件記録表紙	1 2 7
別記第 4 号様式	護送依頼書	1 2 9
別記第 5 号様式	審査調書	1 3 0
別記第 5 号の 2 様式	審査調書	1 3 1

別記第5号の3様式	審査調書	132
別記第5号の4様式	審査調書	133
別記第6号様式	認定(判定)後の追加資料の送付について	134
別記第7号様式	照会書	135
別記第8号様式	退去強制手続の流れ	136
別記第9号様式	告発書	137
別記第10号様式	告発取消書	138
別記第11号様式	異議の申出に係る一件記録の送付について	139
別記第11号の2様式	異議の申出に係る進達について	140
別記第12号様式	補正指示書	141
別記第13号様式	一件記録送付後の追加資料の送付について	142
別紙第13号の2様式	電話記録書	143
別紙第13号の3様式	事実調査に関する調査結果について	144
別紙第13号の4様式	出頭通知書	145
別紙第13号の5様式	照会書	146
別記第14号様式	一件記録送付後の異議申出の取下げについて	147
別記第15号様式	収容場所変更請求書	148
別記第16号様式	出国命令台帳	149
別記第17号様式	出国命令事件差戻書	150
別記第18号様式	出国命令書返送書	151
別記第19号様式	違反事件通報書	152
別記第20号様式	出国命令取消処分通報書	154
別記第21号様式	放免通報書	155
別記第22号様式	在留特別許可に係る条件	156
別記第23号様式	便宜供与依頼について	157
別記第24号様式	写真撮影申出書	159
別記第25号様式	通知書	160
別記第26号様式	記載事項変更書	161
別記第27号様式	退去強制令書の「(1)退去強制の理由」の記載事項変更 について(通知)	162
別記第28号様式	違反事件検討票	163

## 違反審判要領

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

この要領は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第5章第2節（収容）及び第3節（審査，口頭審理及び異議の申出），第5章の2（出国命令），出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）並びに違反審判規程（平成12年法務省管審訓第321号。以下「規程」という。）の規定に基づく入国審査官，特別審理官及び主任審査官の職務の執行について，その取扱いを具体的に規定し，もってその適正を図ることを目的とする。

#### 第2節 定義等

##### 第1 定義

この要領においては，法第2条各号及び規程第2条各号に掲げる用語を，それぞれ各号に定める意義により用いる。

##### 第2 参照条文の表記

参照条文として括弧書きで引用した条文の表記を簡略化するため，条番号は算用（アラビア）数字，項番号はローマ数字，号番号は丸付き算用（アラビア）数字を用い，第，条，項，号の記載を省略する。

（例）規則第40条第1項第3号→規則40 I ③

##### 第3 様式の表記

様式についての表記を簡略化するため，後出の場合にその様式番号を省略するために用いる（以下「〇〇」という。）を記載せずに，その後の様式番号を省略する。

（例）規則別記第57号様式による判定書→2度目以後は判定書

## 第2章 通則

### 第1節 総則

#### 第1 心構え

- 1 入国審査官又は特別審理官（以下「入国審査官等」という。）は、容疑者の審査又は口頭審理（以下「審査等」という。）（注）においては、その者が属する国の風俗、習慣を尊重し、いやしくも国籍、出生地、人種、民族、宗教、言語、性別等によるいかなる偏見及び差別もあってはならず、その者の名誉及び利益を不当に害することのないよう配慮しなければならない。

（注） 審査等は、口頭主義による対面審査（審理）の方式によって行うものとするが、第3節第1の1（1）に定める別記第5号様式、第5号の2様式及び第5の3様式による審査調書を使用する審査については、書面審査でも差し支えない。ただし、第3章の2第1節第1の人定質問は、必ず容疑者と対面して行わなければならない。

また、第3節第1の1（2）に定める別記第5号の4様式による審査調書を使用する審査については、原則として書面審査とする。

口頭主義は、書面主義に対比されるもので、容疑者から直接陳述を聞き、真意を確かめるものであるため、その真意を把握しやすいという長所がある反面、聞き漏らし、聞き違い、細部の記憶違いが生じやすい等の短所を有する。したがって、入国審査官等は、事前に案件の問題点の把握に努めるとともに、陳述を求めるに当たっては、陳述者の記憶喚起に努め、さらに必要に応じてその陳述を記録するなどして陳述内容を確実に把握する必要がある。

- 2 容疑者が、法第2条第7号に規定する人身取引等（以下「人身取引等」という。）の被害者若しくはドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）の被害者（以下「DV被害者」という。）又はそれら被害者である可能性がある場合などは、当該容疑者の心身の状況やプライバシーに十分配慮した時間及び場所で行うとともに、これら容疑者が女性であるときはできる限り女性の入国審査官等が対応することとし、また、できる限り母国語の通訳を介して意思の疎通を図り、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意しながら事案の真相究明に努めなければならない。

なお、これら容疑者が供述を拒んだときは、これを強要してはならない。

- 3 入国審査官等は、審査等に当たっては違反審判手続及びその効果を説明し、

手続を円滑に進めるため事務を整理するとともに容疑者その他の関係者に対して必要かつ的確な指示を行い、認定又は判定（以下「認定等」という。）に当たっては容疑者の陳述、提出書類その他の証拠を総合的に考慮し、論理法則及び経験則に従い退去強制事由に該当するか否かを客観的かつ合理的に判断した上で、迅速かつ適正に認定等を行わなければならない。

なお、審査等は、原則として早朝、深夜又は通常の食事時間に行うことは避け、可能な限り長時間に及ばないように留意しなければならない。また、審査等の開始に当たっては、供述人等の体調等を確認し、審査等の実施に支障がないことを確認するものとする。

加えて、やむを得ず審査等が長時間に及ぶ場合には、休息等のために必要な時間を確保するなど供述人等の体調等に十分配慮するとともに、状況によっては審査等を中止する、後日あらためて審査等のための期日を設定するなどの柔軟な対応をするものとする。

## 第2 管轄

- 1 審査等は、容疑者の引渡し、法第55条の2の規定による引継ぎ又は法第63条の規定による引継ぎを受けた場合の違反調査をした入国警備官が所属する地方出入国在留管理局等の所属する入国審査官等が行う（規程3I）。
- 2 入国審査官等は、審査等を行っている容疑者について他の地方出入国在留管理局等においてもその容疑者の引渡し又は引継ぎが行われていることを知ったときは、直ちにその旨をその所属する地方出入国在留管理局等の長に報告しなければならない。
- 3 地方出入国在留管理局等の長は、2の報告を受けた場合その他において、所属の入国警備官が引渡し又は引継ぎをした容疑者について、他の地方出入国在留管理局等においてもその容疑者の引渡し又は引継ぎが行われていることを知ったときは、直ちに、その地方出入国在留管理局等の長と協議して、いずれの地方出入国在留管理局等又は出張所（以下「地方出入国在留管理官署」という。）に所属する入国審査官等が以後の審査等を行うかを決定しなければならない。
- 4 3の協議の結果、容疑者に係る以後の審査等を行わないこととなった地方

出入国在留管理官署の長は、所属の入国審査官等にその審査等を直ちに終止させるとともに、第3の3に定める移管の手續に準じて、外国人出入国情報システム（以下「FEIS」という。）に入力されているその容疑者に関するデータを以後の審査等を行うこととなった地方出入国在留管理官署に送信するとともに、それまでの手續において入手し又は作成された全ての書類等をその地方出入国在留管理局等の長に対して送付するものとする。

- 5 地方出入国在留管理局等の長は、容疑者がその地方出入国在留管理局等の出張所の収容場に収容されている場合など容疑者の居住地又は現在地を考慮して適当であると認めるときは、その出張所に所属する入国審査官等に審査等を行わせることができる（規程3Ⅲ）。この場合には、地方出入国在留管理局等の長は、あらかじめその出張所の長の意見を聞かなければならない。
- 6 地方出入国在留管理局等の長は、第3の1（1）に掲げる容疑者の居住地若しくは現在地が管轄区域内で移動した場合、第3の1（2）に掲げる審査等がその管轄区域内の複数の地方出入国在留管理官署に分散して行われている場合又は第3の1（3）に掲げる退去強制事由の発生地が管轄区域内の異なる地方出入国在留管理官署の近傍にある場合で適当と認めるときは、第3に定める移管に準じて、審査等を行う入国審査官等を変更することができる。この場合においては、第3の3に定める手續に準じて、FEISに入力されているデータを新たに審査等を行う入国審査官等が所属する地方出入国在留管理官署に送信させるとともに、それまでの手續において入手し又は作成された全ての書類等を第4の1又は2に定める首席審査官又は出張所の長に送付させるものとし、変更に係る入国審査官等が出張所に所属するときは、あらかじめその出張所の長の意見を聞かなければならない。

### 第3 移管

- 1 入国審査官等は、次に掲げる場合で、規程第3条第2項により審査等に係る事件を移管することが適当であると思料するときは、その事件の概要及び移管を適当とする理由を記載した書面を作成し、その事件の配分をした首席審査官又は出張所長を通じて、その所属する地方出入国在留管理局等の長に対してその旨を報告しなければならない。